

13. 特定商取引法（続）、割賦販売法

13-1. 特定継続的役務提供等

(1) 特定継続的役務提供（特定商取引 41、特定商取引令 11・12・別表 4）

① 特定継続的役務（表[a]）を一定期間（表[b]）を超えて有償（支払額 5 万円超）で提供
（特定商取引 41 I ①、特定商取引令 11・12・別表 4）

[a] 特定継続的役務	[b] 期間	[c] 契約の締結・履行のために通常要する費用の額	[d] 契約の解除によって通常生ずる損害の額 ＝（ア）（イ）のいずれか低い額
エステティック	1 か月	2 万円	（ア） 2 万円 （イ） 契約残額×10%
語学教室	2 か月	1 万 5 千円	（ア） 5 万円 （イ） 契約残額×20%
家庭教師等	2 か月	2 万円	（ア） 5 万円 （イ） 1 か月分の役務の対価相当額
学習塾	2 か月	1 万 1 千円	（ア） 2 万円 （イ） 1 か月分の役務の対価相当額
パソコン教室	2 か月	1 万 5 千円	（ア） 5 万円 （イ） 契約残額×20%
結婚を希望する者への異性の紹介	2 か月	3 万円	（ア） 2 万円 （イ） 契約残額×20%

* 正確な定義等については、特定商取引令別表 4 参照

② 特定継続的役務の提供を受ける権利の販売（表[b]の期間超・支払額 5 万円超）
（特定商取引 41 I ②、特定商取引令 11・12・別表 4）

(2) クーリング・オフ（8 日）、不実告知等の場合の取消し（特定商取引 48・49 の 2）

(3)中途解約権（特定商取引 49）

損害賠償額の予定・違約金（特定商取引 49Ⅱ）

役務提供開始前に解除	違約金 ≤ 契約の締結・履行のために通常要する費用の額 ((1)①表[c])
役務提供開始後に解除	違約金 ≤ 提供された役務の対価に相当する額 + 契約の解除によって通常生ずる損害の額 ((1)①表[d])

中途解約権が定められる理由：特定継続的役務の性質（特定商取引 41Ⅱ②参照）

事例 13-a 特定継続的役務提供（**事例 10-d**と同じ）

ハルさんは、エステサロンで「このままだと 2、3 年後には必ず肌がボロボロになる」と言われ、3 ヶ月 60 万円の美肌コースを契約した。

(4)ネガティブ・オプション（送り付け商法）（特定商取引 59）

事例 13-b ネガティブ・オプション

ハルさんの家に、注文したおぼえのない自然食品の箱が届いた。箱を開けると領収書という表題の紙が入っており、そこには、「売買契約を解除したい場合には、この品物を業者まで返送してください」と書かれていた。

特定商取引法で規制されるその他の販売方法等 [テキスト 2 編 2 章 2 節二(7)]

訪問購入（特定商取引 58 の 4）

＝物品の購入を業として営む者（購入業者）が営業所等以外の場所で申込みを受け、または契約を締結

→クーリング・オフ（特定商取引 58 の 14）

物品の引渡しの拒絶（特定商取引 58 の 15）

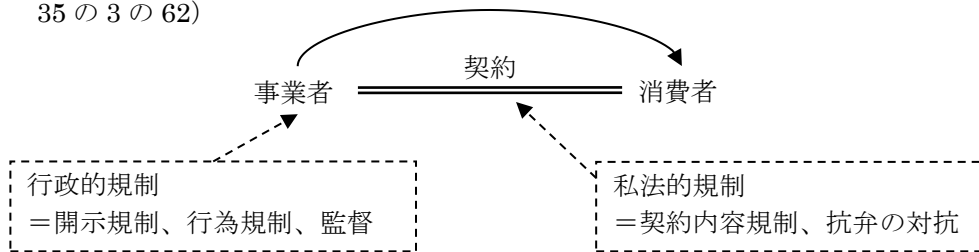
13-2. 割賦販売法の概要

販売信用取引——問題点：販売条件（金利等）不明確、厳しい取立て

販売・取引条件

= 割賦販売、信用購入あっせん、ローン提携販売、前払式特定取引

* 事業者同士の取引は基本的に適用除外（割賦 8①・29 の 4 I・35 の 3 の 60 I ① II ①・35 の 3 の 62）

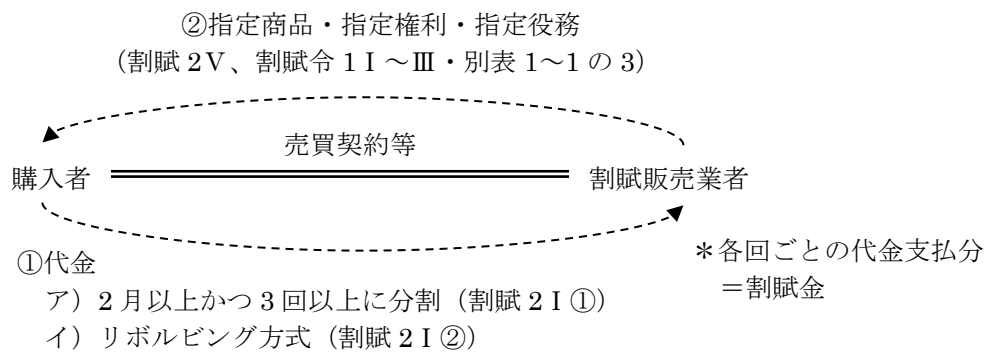


* 割賦販売法と特定商取引法

13-3. 割賦販売等

(1) 割賦販売

(a) 意義（割賦 2 I）



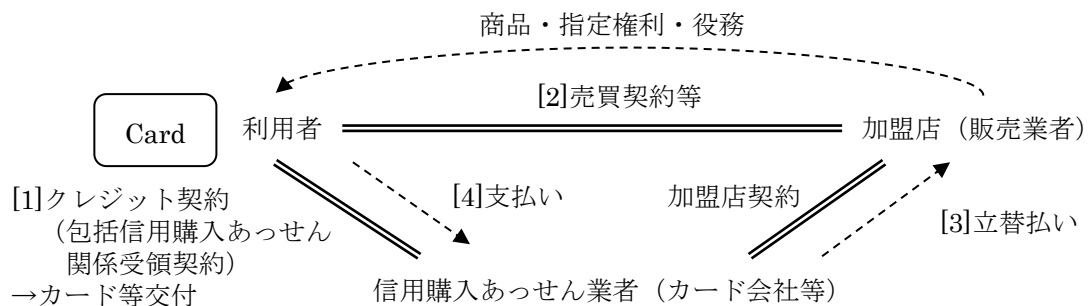
(b) 契約内容の規制

契約の解除等の制限 (割賦 5)	購入者が賦払金 ((a)②ア))・弁済金 ((a)②イ)) の支払義務不履行 →販売業者が契約解除等をするためには、20 日以上の相当な期間を定めて書面で催告しなければならず (⇔民 541:「相当の期間」の日数の定めなし、催告方法に制限なし)
契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (割賦 6)	次の額を超える金銭の支払いは、購入者に対して請求できず ・当該商品が返還された場合 →「当該商品の通常の使用料の額+法定利率による遅延損害金の額」 ・契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 →「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額+法定利率による遅延損害金の額」

(2) 信用購入あっせん

(a) 意義

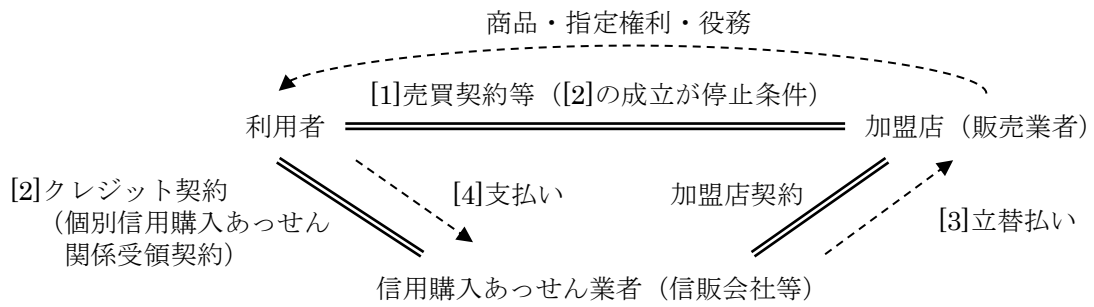
① 包括信用購入あっせん (割賦 2Ⅲ)



* [4] 支払い = 2 月超にわたる (回数問わず) or リボルビング方式

契約の対象 = 商品、指定権利、役務

②個別信用購入あっせん（割賦 2IV）



*[4] 支払い=2 月超にわたる（回数問わず）

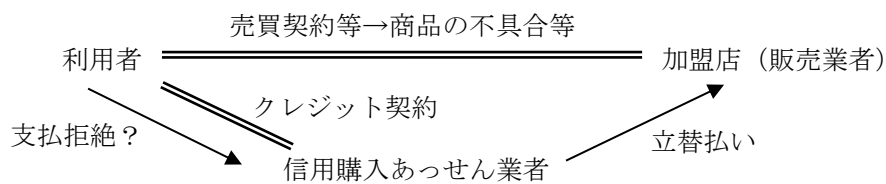
(b) 契約内容の規制（割賦 30 の 2 の 4・30 の 3・35 の 3 の 17・35 の 3 の 18）

契約解除・損害賠償額等の制限

(c) 抗弁の対抗（割賦 30 の 4・35 の 3 の 19）：包括・個別信用購入あっせん

事例 13-c 抗弁の対抗

ハルさんは、10 万円でコートを購入し、支払いはクレジット・カードで 3 回払いにした。家に帰ってコートを着てみると、目立たない部分に破れ目がある。店に交換を求めたが、店の対応は悪く、なかなか交換に応じようとしなない。そうこうしているうちに 1 回目のカード支払い日が近づいてきた。

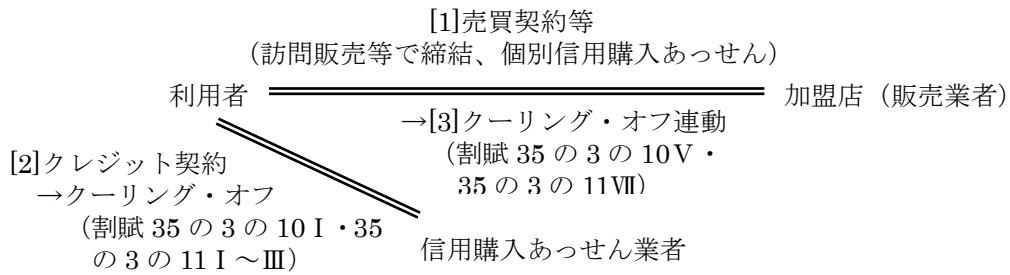


抗弁の対抗（割賦 30 の 4・35 の 3 の 19）——理由

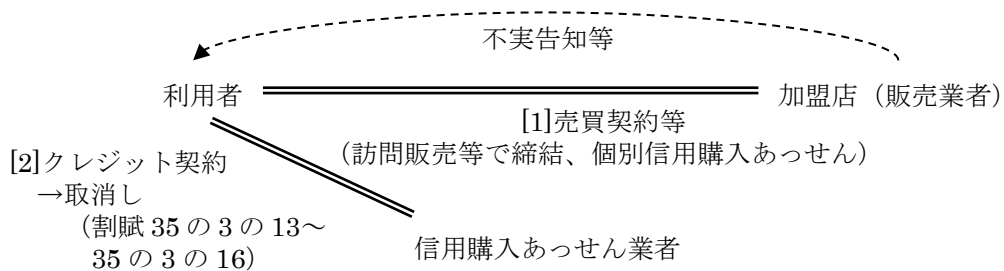
* 抗弁の対抗が認められない場合（割賦 30 の 4IV・35 の 3 の 19IV、割賦令 21・26）
 =4 万円未満の売買（リボルビング方式の場合 3 万 8 千円未満の売買）

(d) クレジット契約のクーリング・オフ等：個別信用購入あっせん

・ クレジット契約のクーリング・オフ



・ クレジット契約の取消し



割賦販売法で規制されるその他の販売方法等 [テキスト 2 編 2 章 2 節一]

ローン提携販売 (割賦 2 II)

＝購入者が金融機関から金銭借入れ、販売業者が購入者の債務を保証

→ 契約内容の規制 (割賦 6 類推適用。最判昭 51・11・4 民集 30-10-915)、抗弁の対抗
(割賦 29 の 4 II III)

前払式特定取引 (割賦 2 VI)

＝商品売買の取次ぎ・指定役務の提供やその取次ぎで、分割払いでお金を先に払い、
後で商品の引渡しやサービスの提供を受けるもの (冠婚葬祭互助会など)

→ 基本的に開業規制のみ (割賦 35 の 3 の 61)